

船橋市プラネタリウム館運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市プラネタリウム館条例施行規則（昭和62年船橋市教育委員会規則第7号。以下「規則」という。）第8条の規定に基づき、プラネタリウム館の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般投映)

第2条 一般の市民に対してプラネタリウム投映（以下「一般投映」という。）を行う。

2 一般投映の投映日は、毎週土曜日及び日曜日とする。

3 一般投映の投映時刻は、以下のとおりとする。

(1) 午前11時

(2) 午後2時

4 前項の規定に定めるもののほか、土曜日及び日曜日の午後3時30分に臨時投映を行う。

(学習投映)

第3条 保育園、幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校の児童、生徒等に対して、その教育の一環としてプラネタリウム投映（以下「学習投映」という。）を行う。

2 学習投映は、前条第2項に規定する以外の日に行うものとし、学校等の団体の申請により、投映する日時を総合教育センター所長（以下「所長」という。）が定める。

(各種団体の投映)

第4条 一般投映は、第2条第2項に規定する以外の日で学習投映を行わない日時に、各種団体から投映の予約申請があった場合に行う。

2 前項に規定する一般投映の日時は、所長が別に定める。

(臨時投映)

第5条 第2条第2項に規定する以外の次に定める日に、臨時に一般投映を行う。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する4月及び5月の休日

(2) 学校夏季休業日

(3) 学校学年末休業日

2 前項各号に規定する日の投映時刻は、午前11時、午後2時及び午後3時30分と

する。

3 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めたときは、臨時に一般投映を行うことができる。

(投映を行わない日)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、次の場合は、投映を行わないものとする。

- (1) プラネタリウム投映装置保守点検及び修理期間
- (2) プラネタリウム投映番組入替え期間
- (3) その他所長が必要と認めた期間

(観覧料の免除)

第7条 規則第6条第1項第2号で規定する教育委員会が特に必要と認めるときとは、利用者が次に掲げるときとする。

- (1) 学習投映を観覧する市外学校等の団体の引率者であるとき。
- (2) 学習投映を観覧する市外学校等の要保護及び準要保護家庭の幼児又は児童生徒であるとき。
- (3) 学習投映を観覧する市外小中学校の特別支援学級及び特別支援諸学校の児童生徒であるとき。
- (4) 市の主催事業の一環として観覧する者であるとき。
- (5) 市又は県の福祉事業の一環として、又老人福祉法に基づく老人福祉施設が事業として団体で観覧する者であるとき。
- (6) 土曜日（学校長期休業中の土曜日を除く）に観覧する市外在住中学生以下の者であるとき。
- (7) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保険福祉手帳を所持する者及びその介護者（被介護者1名につき2名まで）であるとき。
- (8) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定するこどもの日に観覧する市外在住中学生以下の者であるとき。
- (9) その他所長が必要があると認める者であるとき。

第8条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項については所長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。